特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

玉村町は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

群馬県玉村町長

公表日

令和5年8月8日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

_ I					
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務				
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、被保険者の資格管理、保険料賦課管理、医療給付け関する申請及び届出の受付、被保険者証及び減額認定証発行等の事務を実施している。				
③システムの名称	後期高齢システム、後期高齢者医療広域連合システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー				
2. 特定個人情報ファイル名					
後期高齢者医療関連情報ファイル					

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

・番号法第9条第1項、別表第一 第59の項

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で 定める事務を定める命令第46条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無

[実施する] (選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定

■情報照会の根拠
・番号法 第19条8号、別表第二 第82項
・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条の2の2
・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条

■情報提供 なし

5. 評価実施機関における担当部署

①部署住民課②所属長の役職名住民課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

〒370−1192

群馬県佐波郡玉村町大字下新田201番地

住民課 高齢者医療年金係 電話:0270-64-7702

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

〒370-1192 群馬県佐波郡玉村町大字下新田201番地

住民課 高齢者医療年金係

住民妹 高腳有医療平立係 電話:0270-64-7702

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	11年6月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和1年6月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
2 2.2	項目評価			1 2 3	<選択肢>)基礎項目評価書 2)基礎項目評価書及び 3)基礎項目評価書及び	全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 されている。							
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	1	<選択肢>) 特に力を入れている ?) 十分である ß) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	1	く選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	1	く選択肢>) 特に力を入れている ?) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託			[]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	1	<選択肢>) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	1	く選択肢>)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続			しない(入手) []接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	1 2 3	<選択肢>) 特に力を入れている ?) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	1	<選択肢>) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・3	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	1	<選択肢>) 特に力を入れている ?) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 監査							
実施の有無	[0]	自己点検	[0]	内部監査	[] 外部監	查	
9. 従業者に対する教育・啓	発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	1	<選択肢>) 特に力を入れて行っ [・] !) 十分に行っている !) 十分に行っていない	 ている	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	IV		新たに追加された評価項目(1.提供する特定情報保護評価書の種類~9.従業員に対する教育・啓発)のリスクに対する措置について、実施状況を記載	事後	提出する評価書の種類と、実施しているリスクに対する措置 を記載
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1.対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か	1万人以上10万人未満、平成29年1月1日時点	1,000人以上1万人未満、令和1年6月1日時点	事後	対象人数、時点更新
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者 数は500人以上か いつ時点の計数か	平成29年1月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	時点更新
令和5年8月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	事務番号82(保険料の還付) の情報連携(公金受取口座情報)の開始申請をするため修 正
令和5年8月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		■情報照会の根拠 ・番号法 第19条8号、別表第二 第82項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条の2の2 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条 ■情報提供なし	事前	事務番号82(保険料の還付) の情報連携(公金受取口座情報)の開始申請をするため修 正